

小規模事業者持続化補助金<一般型> (令和元年度補正予算・令和3年度補正予算)

小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃金引上げ、インボイス導入等)等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。

https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/info.html

詳細は
こちらで
ご確認
下さい



第9回受付締切：2022年9月中旬

第10回受付締切：2022年12月上旬

第11回受付締切：2023年2月下旬

お問合せ：伊根町商工会 TEL32-0302

	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者については3/4)	2/3	2/3	2/3	2/3
補助上限	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円	100万円
追加申請要件	—	公募要領をご確認ください(HP参照)				

○複数の小規模事業者等が連携して取り組む共同申請の場合は、通常枠のみ申請可能です。また、補助上限額は「1事業者あたりの補助上限額(50万円)×連携小規模事業者等の数」の金額となります(ただし、500万円を上限とします)。

消費税

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中! 知っていますか? インボイス制度

多くの事業者が登録申請をされてます!
早めの登録を受けることで、取引先へのお知らせがスムーズに!

もう
始まってます!

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます!
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます! 電子データで受け取れば紛失のリスクがありません!

個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度についての一般的なお問い合わせ
【専用ダイヤル】0120-205-553 9:00~17:00(土日祝除く)



特設サイト

日本政策金融公庫 経営改善貸付制度



マル経
融資

伊根町内中小企業者が、商工会経営指導を受け、商工会長の推薦を受けた方

融資対象者	※次のすべての条件を満たしていることが必要 ① 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業5人以下) ② 最近1年以上伊根町で事業を営んでいる事業所 ③ 原則6ヶ月以上商工会の経営指導を受けている事業所 ④ 所得税・法人税・事業税・町府民税のすべて完納している事業所 ⑤ 商工業者で日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種でない事業所	
資金用途	設備資金	運転資金
融資限度額	2,000万円	
保証人・担保	無担保・無保証人	
ご返済期間	10年以内 (※元金均等返済)	7年以内 (※元金均等返済)
年 利 率	1.21% (令和4年6月1日現在)	
準 備 物	(個人) ・ 前年及び前々年の青色決算書(白色収支内訳書)及び申告書 ・ 所得税、事業税の領収書又は納税証明書 ・ 決算後6ヶ月以上の場合には直近の試算表 ※必要に応じて、その他の書類を御準備いただくこともございます。 (法人) ・ 前年及び前々年の決算書及び申告書 ・ 決算後6ヶ月以上の場合には直近の試算表 ・ 法人税、事業税の領収書又は納税証明書 ※必要に応じて、その他の書類を御準備いただくこともございます。	

※審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。
※利率は金融情勢によって変化いたしますので、記載されている利率とは異なる場合がございます。
日本政策金融公庫 http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html

令和4年度雇用保険料率

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
●年度の途中から保険料率が変わりますので、ご注意ください。

○令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率)	①+② 雇用保険料率
一般の事業 (3年度)	3/1,000 3/1,000	6.5/1,000 6/1,000	9.5/1,000 9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業 (3年度)	4/1,000 4/1,000	7.5/1,000 7/1,000	11.5/1,000 11/1,000
建設の事業 (3年度)	4/1,000 4/1,000	8.5/1,000 8/1,000	12.5/1,000 12/1,000

(※内下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率)	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

セクシュアルハラスメント対策や妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策とともに対応をお願いします

2022年4月から 職場における パワーハラスメント対策が 事業主の義務になりました!



2019年に改正された労働施策総合推進法において、職場におけるパワーハラスメントについて事業主に防止措置を講じることを義務付けています。併せて、事業主に相談したこと等を理由とする不利益取扱いも禁止されています。

職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

であり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しません。

▶職場におけるセクシュアルハラスメント

▶妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントに関するご相談は

京都労働局雇用環境・均等室 075-241-3212

▶パワーハラスメントに関するご相談は

京都労働局総合労働相談コーナー 075-241-3221

丹後総合労働相談コーナー 0772-62-1214



厚生労働省 事例や取組などはこちらで紹介しています「あかるい職場応援団」

伊根花火中止のお知らせ

「第35回伊根花火」は、新型コロナウイルス感染症が収束していない状況下で、多方面から来場される皆様、会場周辺の住民の皆様及び運営に携わっていただく皆様に対して万全な体制で開催することは困難と判断し、中止を決定いたしましたのでお知らせいたします。